

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の障害等級認定（新規）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づき、令和6年11月18日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付決定処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を6級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、3級への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張する。

本件診断書の等級が3級相当だったが、手帳では6級だったため、不服を申し立てる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 6月11日	諮問
令和7年 8月22日	審議（第103回第2部会）
令和7年 9月22日	審議（第104回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。そして、法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。
- (2) 東京都においては、上記(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）を制定し、さらに同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。
- (3) そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。ただし、診断書に記載された

医師の意見（法15条3項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

- (4) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に係る部分を抜粋すると、次のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	下肢の機能障害	
3 級	3	一下肢の機能を全廃したもの
4 級	4	一下肢の機能の著しい障害
7 級	2	一下肢の機能の軽度の障害

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものととしている。7級の障害は、等級別指数を0.5とし、6級以上の障害と同様に取り扱って合計指数を算定するとしている。

合計指数	認定等級	障害等級	指 数
18以上	1 級	1 級	18
11～17	2 級	2 級	11
7～10	3 級	3 級	7
4～6	4 級	4 級	4
2～3	5 級	5 級	2
1	6 級	6 級	1
		7 級	0.5

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

ただし、等級表解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるもので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 請求人の機能障害について

本件診断書によれば、「総合所見」として、「症状は腰痛、後頸部痛、両下肢しびれがメインであり、2023年3月以降徐々に進行しており、ここ3ヶ月は歩行困難でたびたび転倒し、左上腕骨骨折や右手骨折を起こしている。両下肢しびれの原因は明らかなものはないが、歩行困難が高度である。」（別紙1・I・⑤）と診断されていることからすると、請求人の機能障害（本件障害）は、下肢の機能障害と判断するのが相当である。

(2) 下肢の障害等級について

本件診断書によれば、「歩行能力及び起立位の状況」は、歩行能力（補装具なし）では100m以上歩行不能、起立位保持（補装具なし）は10分以上困難」とされている（同・II・三）。

一方、関節可動域（ROM）では、股関節（屈曲・伸展）は右が100度、左股が110度、膝関節（屈曲・伸展）は右が135度、左が130度となっており、関節可動域には制限が見られない（別紙1・III）。

また、筋力テスト（MMT）では、△（筋力半減）又は○（筋力正常又はやや減）」とあり、備考に「両下肢全体が軽度筋力低下あり」とあることから、筋力は一定程度保たれている（同）。

動作・活動の評価では、「二階まで階段を上って下りる」、「屋外を移動する」が×（全介助又は不能）、「座る（正座、あぐら、横座り）」、「いすに腰掛ける」、「座位又は臥位より立ち上がる（手すり、壁、つえ）」、「家の中の移動（壁、つえ）」、「公共の乗り物を利用する」が△（半介助）である一方、「寝返りをする」、「座る（足を投げ出して）」が○（自立）となっている（同・II・二）。

認定基準において「評価にあたっては、下肢全体の関節可動域、筋力テスト、動作・活動の自立度などから支持性、運動性を総合的に判断することとする」とされているところ、本件診断書及び医師の所見を踏まえると、請求人の下肢については、3級及び4級には至らず、両下肢ともに一下肢の機能障害に係る等級表7級「一下肢の機能の軽度の障害」に該当する。

(3) 総合等級について

請求人の上記(2)の障害を総合した障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数を合計した値により認

定することとし、同・2・(4)で7級の障害は、等級別指数を0.5とし、6級以上の障害と同様に取扱いって合計指数を算定しているから、左下肢の機能の軽度の障害（7級）及び右下肢の機能の軽度の障害（7級）の各指数を合算すると合計指数は1となるため、総合等級は6級となる。

(4) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「外傷による 下肢機能障害【両下肢機能の軽度障害】（6級）」として総合等級6級と認定するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分のうち、6級とされた障害等級認定の結果を不服とし、障害等級3級への変更を求めている。

しかし、上記2・(1)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級（総合）6級と認定することが相当であることは上記2に記載のとおりである。

したがって、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己

別紙1及び別紙2（略）